

2008年8月12日

長崎県知事 金子 原二郎 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

6月27日、佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ！有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

この歴史的判決が認めたように、深刻な漁業被害は、いまや待ったなしで、「開門」を必要としている。排水門の開放をしないまま、今のままの状態でも潮受堤防を存続させるかぎり、漁業被害は年々累積的にその被害を拡大し続けるであろう。

それにもかかわらず、長崎県知事は、本判決を不服とし、農水大臣に対して控訴及び開門するなどを要望し、その結果、国は佐賀地裁判決を不服として控訴した。

この農水省及び長崎県の行動は、国民の大多数の期待を裏切るものであり、何よりも有明海で生活する漁業者達の暮しと命を踏み躪るものである。また、環境基準を満たさずアオコが発生する調整地の水を今後も入植者に農業用水として利用させ、後背地を湛水の危険にさらし続ける等、諫早干拓農地に入植した農業者や周辺農業者に対する裏切り行為でもある。

貴県は、これ以上、漁業者や農業者を苦しめるべきではなく、有明海沿岸地域の漁業と農業の両立のために、諫早干拓潮受堤防の南北両排水門の開放にむけ努力すべきである。

そこで、貴県において、以下の点についてお答えいただくとともに、その根拠となる資料をご提出いただきたい。

記

- 1 貴県は、諫早干拓潮受堤防（以下「潮受堤防」という）が後背地の防災に効果があると主張されるが、潮受堤防の防災効果について堤防締め切り前後の後背地の湛水被害の状況に関するデータを示して報告していただきたい。
- 2 排水門を開門すると潮受堤防上の道路の利用に支障が出ると考える根拠

- について潮受堤防及び南北両排水門の構造に基づいてご説明いただきたい。
- 3 南北両排水門の耐震性が充分であるとする根拠をご説明いただきたい。
 - 4 貴県は、開門によって漁業に被害が生じると主張されるが、短期開門調査時において実際に漁業被害がでたのか。被害が出たのであれば、データを示してご説明いただきたい。
 - 5 昨年夏、長崎県旧小長井町沖のアサリ養殖場でアサリが全滅したが、その原因についてどのようにお考えかご説明いただくとともに、今年度、アサリの斃死を防ぐためにどのような対策をとられ、それがどのような効果を発揮しているのかご説明いただきたい。
 - 6 現在、調整地では大量のアオコが発生しており、このアオコについては研究者らから青酸カリの数十倍もの急性毒性と肝臓に対する強い慢性毒性を持っていると指摘されている。それにもかかわらず、貴県は、干拓農地において調整地の水を農業用水として利用させているが、そのことについて貴県は問題ないとお考えなのかお答えいただきたい。
 - 7 現在、調整地及びその周辺において、大量のユスリカが発生し、交通上の支障等も生じている。そこで、貴県においてこの事実を把握されているのかどうか。そして、ユスリカの発生を抑制するための対策を講じているのか、今後の対策も含めてお答えいただきたい。

以上